

7 共同管理実施モデル

7.1 共同管理の実施主体

(1) 実施主体

水道事業における共同管理の実施主体は、関係市町村の水道事業体であるが、「小規模水道を管理・指導する立場の県」が調整・推進役の立場で行わないと難しいと考えられる。

(2) 調整、合意形成

調整、合意形成については、地域水道事業者（緊急災害協定等を締結）のブロック単位で指導的な立場にある市町村の水道事業者が事務局（中心）となって作業を進めていく必要がある。維持管理レベルや施設整備状況に大きな差がある場合など、共同管理が難しい問題を多く有している場合も考えられるので、必要に応じ、国、県に相談をすることが望ましい。

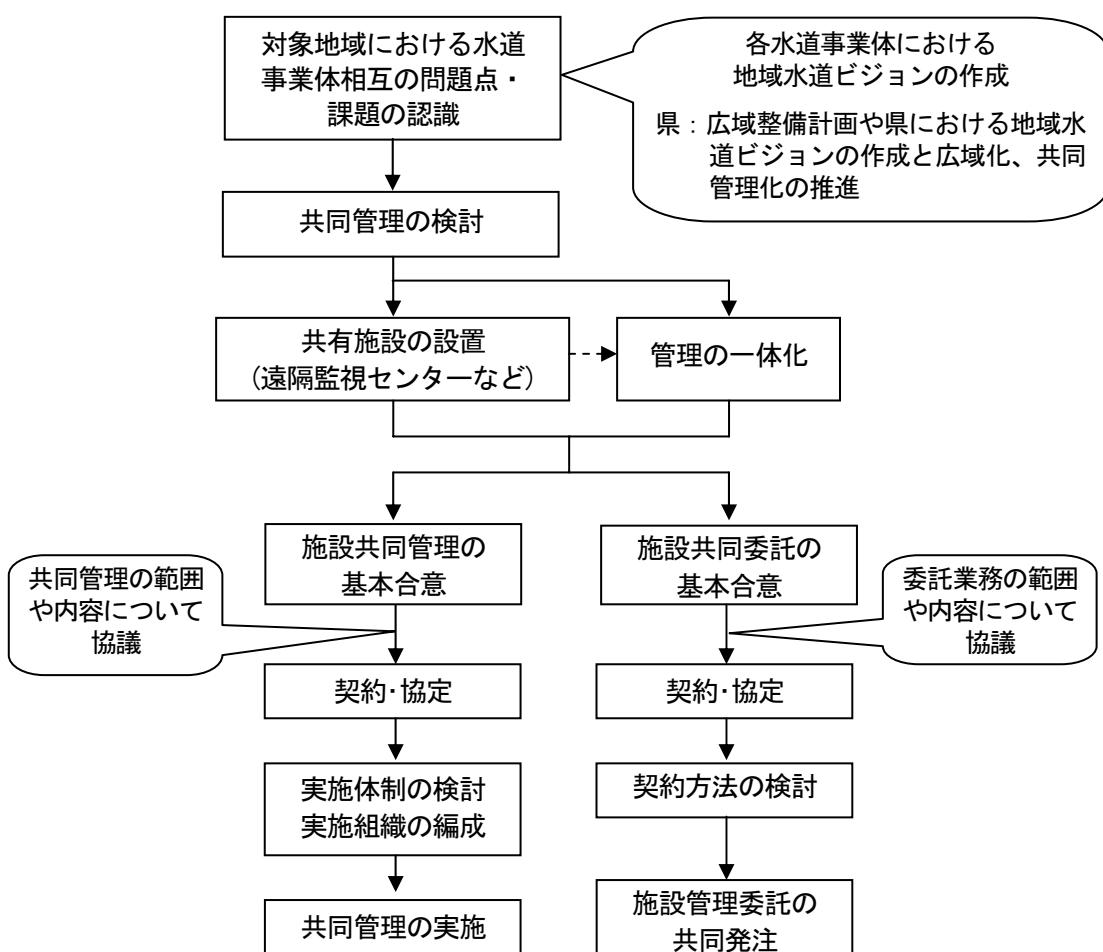


図 7-1-1 共同管理の実施フロー

7. 2 共同管理の契約手法

共同管理の手法と特徴を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 共同管理の手法と特徴

共同管理 手法	根 拠	利 点	課題等
1 一部事務組合	地方自治法第 284 条に基づく一部事務組合や広域連合を設置する。	・専門機関を設置することにより、事業統合に向けた基礎となり得る。	・独立した自治体となるため、組織・予算等が硬直的となる場合がある。
2 広域連合			・当該自治体全ての議会の承認が必要となる。
3 事務の委託	地方自治法第 252 条の 14 に基づく事業体間で事務の委託をする。	・事務局を設置し、事務業務を集約管理することで事業の効率化を図る。	・事務業務が継続する業務には向いているが、断続的な業務には向かない。
4 協議会	地方自治法第 252 条の 2 に基づく協議会を設置する。	・議会、監査委員の設置が不要なため、比較的簡易な組織で可能となる。	・当該自治体全ての議会の承認が必要となる。
5 協議会方式	権利能力なき社団である任意協議会を設置する。原則、契約は参加事業体全ての連名となる。	・新たな組織を設置する必要がない。 ・契約の取り交わしのみで形態がシンプルである。	・責任の所在が不明確になりがちである。
6 共同企業方式	私法上の契約行為により代表事業体が受託し、取りまとめて委託契約を行う。	・新たな組織を設置する必要がない。 ・契約の取り交わしのみで形態がシンプルである。	・委託する事業体と受託する事業体間での契約の締結に際して競争原理が働かない。 ・代表事業体が受託した業務を民間業者等に委託する場合は再委託となる。

共同管理には、多くの方式があるが、水道事業体職員が直接共同管理を実施する場合、その責任範囲や、指揮命令系統などの観点から、きちんとした組織が必要であり、一部事務組合等の方式が必要と考えられる。

しかし、共同管理の運転監視や施設点検において、民間委託を導入する場合は、共同管理の主たる業務が、契約業務になることが考えられることから、構成水道事業体の間で、最も合意を得やすく、第 6 章のアンケートにて最も実施例の多い「共同事業方式（私法上の契約）」を選定する。（表 7-2-1、7-2-2 参照）

表 7-2-2 共同管理の手法と共同管理の事務の項目

共同管理の手法	規約 (条例)	議会 承認	組織		協定書
			議員	事務局	
1 一部事務組合 (地方自治法第 284 条)	○	○	○	○	○
2 広域連合 (地方自治法第 284 条)	○	○	○	○	○
3 事務の委託 (地方自治法第 252 条の 14)	○	○	—	○	○
4 協議会 (地方自治法第 252 条の 2)	○	○	—	○	○
5 協議会方式 (法定外 ^{※1})	—	—	—	○	○
6 共同事業方式 (協定書など ^{※2})	—	—	—	—	○
7 その他	—	—	—	—	—

※1 “法定外”とは、「地方自治法」に対しての上での表現、民法上の「権利能力無き社団である『任意協議会』」にあたる。

※2 “協定書など”とは、「私法上の契約行為」により代表事業体が受託して取りまとめて行う委託契約を行う。「共同管理」の形態としては、新たな組織を設置する必要がなく、シンプルな手法である。

※ “共同管理の手法”は、第 6 章のアンケート結果に準じた。

7. 2. 1 共同管理の手続き

手続きに関しては、最も事務作業が多いと思われる「新たに共有施設の建設する」ものとして、以下の前提条件で説明する。

(1) 共同管理の前提条件

以下に共同管理の例を記す。

- ① 共同管理の合意を得た市町村を 4 市町とする。
- ② 共有施設として、「遠隔監視センター」を設置する。
- ③ 監視対象の水道施設に設置する監視端末、計装機器の設置および工事は、各々の水道事業体で整備するものとする。
- ④ 共同管理の対象は、2 市 1 町の上水道事業の浄水施設外、2 市 2 町の 8 簡易水道事業の浄水施設外
- ⑤ 水道施設の管理は、新しく設置する「遠隔監視センター」を含め、一括として民間委託する。

(2) 共同管理に関する手続き

「共同事業方式」として共同管理に関する水道事業体間の協定や民間委託の際の業者選定方式などを表 7-2-3 に示す。

表 7-2-3 共同管理に関する手続き

項目	共同管理に関する手続き	備考
①共同管理の合意 共有施設の建設	「共有施設に関する協定」に基づき共有施設を建設・整備	共有施設を建設しない場合や民間委託時にリースとする場合は、施設の運転維持管理に関する部分の協定として締結
②共同管理における維持管理	「共同管理の維持管理に関する協定」別表に対象施設等必要な図面を含む設計図書を付属させる	基本協定に基づく協定
③共同管理の委託	「共同管理の維持管理に関する協定」に基づく「共同管理業務委託」 <ul style="list-style-type: none">・発注事務（構成市町村代表者一任）・業者選定「総合評価方式」又は「公募型プロポーザル方式」等	構成市町村の各々の委託範囲を決定 参考資料 <ul style="list-style-type: none">「第三者委託の手引き」「業務委託の手引き」 <p>（日本水道協会 H19 度発行予定）</p>
④共同委託の契約図書	「業務委託契約書」「共同管理業務委託仕様書」「特記仕様書」その他	対象施設等必要な図面を含む設計と書を付属させる
⑤共同管理の監督	モニタリングについては、「業務委託契約書」に規定	監督の範囲 (各市町の水道技術管理者)

共同管理に関する各種協定書は以下に示す。

① 「共有施設に関する協定書」

- ・共有施設の建設、維持管理に関する基本協定

共同管理に合意をした構成市町村より、代表者を選任し、他の構成市町村は協力する。

- ・共有施設を建設しない場合や遠隔監視システム等を民間委託時にリースとする場合については、共有施設の建設の部分を除く、「共同管理に関する基本協定」として締結する。

② 「共同管理の維持管理に関する協定」

- ・維持管理に関しては、運転、計量、水質、財産の管理、修繕等、費用負担等について、別途締結する。

③ 「共同管理業務委託」

- ・「共同管理の維持管理に関する協定」に基づき、民間委託の発註事務を行う。

構成市町村の代表者の発註事務に準じた事務が有効と考えられる。参考資料については、「第三者委託の手引き」、「業務委託の手引き」が平成 19 年度に(社)日本水道協会から発行が予定されている。

④ 共同委託の契約図書

- ・「業務委託契約書」「共同管理業務委託仕様書」「特記仕様書」「その他」から構成される。

「その他」の図書は、管理対象施設や施設の配置図、浄水フロー図等の設計と書を付属

⑤ モニタリング

- ・「共同管理の維持管理に関する協定」、「業務委託契約書」に規定する委託業務のモニタリング（委託業務の確認、検査）を行う。

構成市町村の各水道技術管理者の管理下でモニタリングが行われる。

7. 3 共同委託の書類

共同民間委託について、必要と思われる書類を以下に整理する。

7. 3. 1 共同管理に関する基本協定書

共同民間委託に際し、まず関係水道事業体間で「共同管理に関する基本協定」を締結する。

遠隔監視センター等の共有施設を設置する場合は「共有施設に関する基本協定書」となる。参考資料に現行の協定書事例を示す。

また、「共有施設に関する基本協定書 別表（例）」には、共有施設の建設負担割合を示す。

7. 3. 2 仕様書

共同管理における仕様書には、業務の範囲、内容および協定書を補完する内容を記す。現状の管理内容等の詳細事項は、特記仕様書に示す。

また、本仕様書は民間委託の際の設計図書（業務委託仕様書、特記仕様書）となることに配慮する必要がある。

7. 3. 3 契約書

共同管理では、構成市町村の施設の所有者が異なることや、各水道事業管理者、各水道技術管理者、施設の担当者の管理下による業務であることを明確にする必要がある。

7. 3. 4 受託者の監督方法（モニタリング）

共同管理業務委託の際、構成市町村の各水道技術管理者の管理下でモニタリングが行われる。契約書（例）では、「甲の構成市町における、各水道事業の水道業務技術管理者は、乙の業務履行状況確認のため、定期または随時に書面及び現地調査等により監視を行う」としている。

民間委託が増加し、各水道事業体での技術職の減少等を考えると、第三者機関等によるモニタリング機関の設置が期待されている。

（1）手法・体制

- ①モニタリングの実施は業務履行の確認とその対価を支払ううえでも、委託する施設・業務を十分理解した部署で実施するのが望ましい
- ②委託業務のモニタリング手法の確立とノウハウ蓄積が大切であるが、委託者側にチェック体制が確保できない場合には、他の第三者機関に委託することも選択肢の一つ（現在日水協にて検討中）
- ③モニタリングにあたっては、管理経験者のノウハウを活用することが有効（経験者によるマニュアル化、文書化が重要）

(2) 報告受理

- ①理解しやすい報告書作成のために、報告内容や様式を明確に定める（様式は契約に定めた管理基準との比較ができる事）
- ②立入による事実確認（目視、計測機器等）
- ③重大な悪影響をあたえる事態においては、受託者に対し報告を求めるとともに、第三者専門家による調査の実施と調査報告書の提出をもとめる

(3) 受託者への改善要求

- ①モニタリングや業務履行状況の報告により受託者に業務改善の必要があると認められる場合について、契約書等に委託者の改善要求に関する規定を設ける
- ②改善要求の方法（指導）、責任・負担のあり方、指導に従わなかった場合の措置を明記

7. 3. 5 積算基準

積算基準は、「水道施設維持管理積算要領（案）（(社)日本水道団体連合会調達方式検討会 O & M分科会）」、「2006年版下水道積算要領（週末処理場・ポンプ場施設編）」を参考にした。

①業務委託費の構成

$$\begin{aligned}\text{業務委託費} &= \text{業務価格} + \text{消費税相当額} \\ &= (\text{業務原価} + \text{諸経費}) + \text{消費税相当額} \\ &= \{(\text{業務費} + \text{業務経費}) + \text{諸経費}\} + \text{消費税相当額}\end{aligned}$$

②業務費の積算

$$\begin{aligned}\text{業務費} &= \text{技術業務費} + \text{労務業務費} \\ &= (\text{点検保守業務費} + \text{運転監視業務費} + \text{水質管理業務費}) \\ &\quad + (\text{事務業務費} + \text{その他の業務費})\end{aligned}$$

③業務経費の積算

$$\text{業務経費} = \text{業務費} \times \text{業務経费率} + \text{積上積算}$$

④諸経費の積算

$$\text{諸経費} = \text{業務管理費} + \text{一般管理費}$$

7. 3. 6 歩掛り

歩掛りについては、他の工種（工事等）と同様に、あくまでも「標準的な業務」としており、管理対象施設の多寡や施設の設備、老朽度等の特殊性を考慮する。また、業務量については、平均的な能力の従事者による標準的な作業量とする。

（1）業務別職種構成比率

各業務の従事者の業務別職種構成比率を、表 7-3-1 に示す。

表 7-3-1 業務別職種構成比率

業務 職種	点検保守 (%)	運転監視 (%)	水質管理 (%)	事務 (%)	その他 (%)
責任者	10	5	—	10	—
副責任者	10	5	10	10	—
主任	20	10	20	10	10
技術員	35	60	—	—	—
技能員	25	20	70	20	20
その他	—	—	—	50	70
計	100	100	100	100	100

※ 参照先：「2006年版下水道積算要領（週末処理場・ポンプ場施設編）」((社)日本下水道協会)

（2）職種別労務単価

業務費の積算に用いる職種別労務単価は、水道事業体職員に準じるものとする。本検討では、「全国地方公共団体職員給与」より、職種として技能労務職の全市平均を用いた。表 7-3-2 に例を示す。

表 7-3-2 職種別労務単価基準額

(円/人・日)

①労務単価	職種	②補正率	職種別労務単価
8,111 (千円/年)	責任者	1.30	①×②
	副責任者	1.15	①×②
	主任	1.00	①×②
	技術員	0.90	①×②
	技能員	0.75	①×②
	その他	0.65	①×②

（3）施設点検時間

施設点検時間（＝点検時間＋移動時間）を構成する水道施設別点検時間を表 7-3-3 に示す。

移動時間は、管理拠点と水道施設間の実際の時間を原則として用いるものとする。

表 7-3-3 水道施設別点検時間

(単位：分/回)

記号	グループ名	点検時間
T1	浄水タイプI（塩素消毒のみの浄水場）	25
T2	浄水タイプII（ろ過設備がある浄水場）	30
T3	浄水タイプIII（膜処理施設がある浄水場）	55
T4	塩素注入のある配水池・加圧ポンプ場	30
T5	塩素注入のない加圧ポンプ場等	20
T6	塩素注入のない配水施設	30
T7	取水場（ポンプ有）	15
T8	取水場（ポンプ無）	10

※今回のアンケート調査データより算出

7. 3. 7 受託者の資格

受託者における必要資格として3種類の資格がある。共同委託における受託者には、受託者の能力が、多数の水道施設に影響する観点から、業務委託における「品質確保」が、尊重されることが必要である。

また、委託の際、業務に必要以上の資格等を要求することは、コスト増につながるので注意が必要である。

(1) 受託者の能力が評価できる資格

①水道施設管理技士（浄水）：2級（1級）～3級

小規模水道施設の広域管理においては、1級までは、必要としない

②水道技術管理者（水道法第24条の3に定める委託では、「法律上必要な資格に類する」）

法定外委託においては、法的な資格としては必要としないが、業務内容を考慮すると受託者の能力として必要とする

(2) 作業をする上で、労働衛生法上必要とされる資格

①酸素欠乏作業主任

②特定化学物質作業主任者

③低圧電気取扱講習

④研削砥石特別教育

(3) 法律上必要な資格

①第1種電気工事士

②危険物乙種第4類取扱者

7. 4 費用負担割合

共同管理委託費用の負担割合については、費用が明確に分類される費目と明確に分類されない部分がある。以下の方法にて、当該事業者に費用負担を応分に割り当てるものとする。

(1) 明確に分類される費目

- ①遠隔監視システム監視端末、計装機器類
- ②薬品費
- ③ろ材、膜モジュール

(2) 明確に分類されない費目における場合

明確に費用負担ができない場合、負担割合を以下の方法から割り当てることができる。

- ①業務量
- ②施設数
- ③水量

7. 5 受託者について

共同管理を民間委託する際の受託者には、一度に多数の水道施設の管理をすることが、要求されることから、以下に選定の際の留意点をまとめるとする。

- ・水道施設の運転及び維持管理において豊富なノウハウを有している。
- ・水道技術者を多く有している。または確保できる。
- ・安全、危機管理に対して積極的に取り組んでいる。
- ・災害時支援協定等の締結をしている。

7. 6 共同委託に関する協定書・契約図書例

(1) 共有施設に関する基本協定書（例）

共有施設に関する基本協定書（例）

○○市水道事業管理者（以下「甲」という。）と○○市水道事業管理者（以下「乙」という。）と○○町水道事業管理者（以下「丙」という。）および○○町簡易水道事業管理者（以下「丁」という。）（複数の場合は、以下「戊」、「己」…）は、甲が施行する○○水道事業（拡張事業等）、乙が施行する○○水道事業、○○町水道事業および○○町簡易水道事業で各々設置する施設のうち共通する部分の建設および維持管理に関する基本的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 甲、乙、丙および丁は、○○地域（○○市、○○市、○○町、○○町）の施設のうち共通する部分について、共同で建設し、維持管理を行うものとする。

（共有施設）

第2条 前条で建設する施設は、甲、乙、丙および丁の共有とする。（以下「共有施設」という。）ただし用地に関しては、甲乙丙丁協議の上、別途定めるものとする。

（設計および施工）

第3条 共有施設の設計等については、甲乙丙丁協議の上、甲が行うものとする。

2 共有施設の工事および検査等については、甲が行うものとし、乙、丙および丁も必要に応じ立ち会うことができるものとする。

（事業費の負担）

第4条 共有施設を建設する事業費は、甲、乙、丙および丁が各々受益の限度において負担するものとし、その割合は別表のとおりとする。

2 乙、丙および丁は、前項に定めるそれぞれの負担金を甲の必要に応じ四半期毎に甲に納入するものとする。

（精算等）

第5条 甲は共有施設の工事が竣工したとき、関係書類を添えて乙、丙および丁に通知するものとする。

2 甲は、毎年度決算終了後当該年度の精算調書を乙、丙および丁に提出するものとする。

（稼動の時期）

第6条 共有施設の稼動は、平成◇年◇月を目途とする。

（維持管理等）

第7条 共有施設の維持管理等は、甲乙丙丁協議の上、甲が行うものとする。

2 維持管理に関する詳細な事項については、甲乙丙丁協議の上、別途定めるものとする。

（雑 則）

第8条 この協定の定めのない事項もしくはこの協定に疑義を生じた事項については、甲乙丙丁協議の上、そのつど決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成__年__月__日

甲 ○○市水道事業管理者	印
○ ○ ○ ○	
乙 ○○市水道事業管理者	印
○ ○ ○ ○	
丙 ○○町水道事業管理者	印
○ ○ ○ ○	
丁 ○○町○○簡易水道事業管理者	印
○ ○ ○ ○	

(2) 共有施設に関する基本協定書 別表(例)

共有施設に関する基本協定書 別表(例)				
施設名	甲の負担する割合	乙の負担する割合	丙の負担する割合	丁の負担する割合
	%	%	%	%
1. ○○監視センター				
(1) 監視システム	40.00	20.00	20.00	20.00
(2) 電気設備	40.00	20.00	20.00	20.00
2. △△場				
(1) 監視端末	100.00	0.00	0.00	0.00
(2) 計装設備	100.00	0.00	0.00	0.00
(3) その他設備	100.00	0.00	0.00	0.00
3. ◇◇場				
(1) 監視端末	0.00	100.00	0.00	0.00
(2) 計装設備	0.00	100.00	0.00	0.00
(3) その他設備	0.00	100.00	0.00	0.00
4. □□場				
(1) 監視端末	0.00	0.00	100.00	0.00
(2) 計装設備	0.00	0.00	100.00	0.00
(3) その他設備	0.00	0.00	100.00	0.00
5. ▽▽場				
(1) 監視端末	0.00	0.00	0.00	100.00
(2) 計装設備	0.00	0.00	0.00	100.00
(3) その他設備	0.00	0.00	0.00	100.00

(3) 共有施設等の維持管理に関する協定書（例）

共有施設等の維持管理に関する協定書（例）

○○市水道事業管理者（以下「甲」という。）と○○市水道事業管理者（以下「乙」という。）と○○町水道事業管理者（以下「丙」という。）および○○町簡易水道事業管理者（以下「丁」という。）（複数の場合は、以下「戊」、「己」…）は、平成__年__月__日付で締結した「共有施設に関する協定書」第1条および第7条の規定により共有施設等（以下「施設」という。）の維持管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 施設およびこれに係る水質等の維持管理は、原則として甲が行うものとする。

2 施設とは、別表および別図に掲げるものとする。

3 この協定に定める維持管理の内容は次のとおりとする。

（1）施設の管理

（2）施設の運転（ただし、△△場における乙の単独施設を除く。）

（3）水質の管理

（4）施設の財差管理

（5）施設の修繕等および賠償

（6）図書の整備

（施設の管理）

第2条 甲は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号、以下「法」という。）およびその他の関係法令に基づき、施設の管理を行うものとする。

（施設の運転）

第3条 △△場、◇◇場および□□場の施設の運転監視については、○○監視センターより遠隔監視するものとする。

2 甲の○○地区への給水量は、○○市給水条例による。

3 乙の△△地区への給水量は、△△町給水条例による。

4 乙は、前項に定める給水量を変更する場合は、乙と協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

（水質の管理）

第4条 甲が○○地区および△△地区へ給水する水の質は、法第4条（水質基準）、法第22条（衛生上の措置）および協定書第6条によるものとする。

2 甲の水質管理に係る管理責任の範囲は、各浄水施設の出口までとする。

（施設の財産管理）

第5条 甲は、施設の財産管理について、別途乙と競技し定めるものとする。

（施設の修繕等および賠償）

第6条 甲は、維持管理に必要な修繕および改良工事に関する設計および施工を乙と協議して行うものとする。

2 甲は、原則として、前年度に修繕および改良の計画表を作成し、乙に提出するものとする。

3 甲は、維持管理を行うにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙と協議して対処するものとする。

（計 量）

第7条 甲および乙の給水量は次に定める方式により算出するものとする。

甲の給水量=○○浄送水流量計器による水量

乙の給水量=△△場送水流量計器による水量+◇◇配水場給水流量計器による水量

2 甲は、乙の給水量を毎日24時に行い、乙に通知するものとする。

3 甲および乙は、両者立会いの上、計量器の点検を年1回以上行うものとする。

4 計量器の故障、その他の事故等により、計量が不可能となった場合は協定書第5条によるものとする。

5 緊急時の甲および乙の使用水量は、別途協議して決定するものとする。

（維持管理費用）

第8条 甲は、施設等の維持管理に必要な費用を見積り、乙と協議するものとする。

2 乙は、維持管理に要した費用を次に掲げる負担割合により負担するものとする。

（1）維持管理に係る費用（次号から第5号までを除く） 負担割合

甲の負担割合=甲の給水量／（甲の給水量+乙の給水量）

乙の負担割合＝乙の給水量／（甲の給水量+乙の給水量）

(2)修繕に係る費用の負担割合

別表の負担割合による。

(3)改良に係る費用負担割合

別表を参考として、別途協議とする。

(4)賠償に係る費用の負担割合

第6条第3項による。

(5)緊急時に要した費用の負担割合

第10条第4項による。

(維持管理費用の支払い)

第9条 乙は、前条に定める負担金を甲の請求に基づき半期毎に支払うものとする。

2 甲は、当該年度の仮決算および決算に伴い、乙の負担した額に過不足を生じた場合は、次期にて調整して精算する。

(緊急措置)

第10条 甲は、乙と協議し緊急時に備え、あらかじめ監視体制および連絡体制を定め、対処するものとする。

2 甲は、施設等に事故（平常運転ができない一切の事態をいう。）が発生した場合または、そのおそれのある場合は、速やかに乙に連絡するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合においては、甲は、適宜処置し、その状況を乙に連絡するものとする。

3 甲は、前項の事故が発生した場合において、施設等の被害状況を把握し、復旧に努め、事故報告書を作成し、乙に報告するものとする。

4 前項に要した費用の負担は、甲、乙協議して、別に定めるものとする。

(連絡)

第11条 甲および乙は、原則として協定書第12条に基づき、連絡を行うものとする。ただし、必要に応じ〇〇監視センター、△△場、◇◇場および□□場の施設間で行うものとする。

2 緊急時の連絡は、無線、その他あらゆる手段によって行うものとする。

(連絡会議)

第12条 甲および乙は、施設の有効かつ円滑な維持管理を図るため、連絡会議を設けるものとする。（または「必要に応じ、甲乙間で連絡を行うものとする。」とする。）

2 連絡会議の事務局は、〇〇水道事業〇〇課に置くものとする。（前項で「連絡」だけであれば、事務局については、必要としない。）

(図書の整備)

第13条 甲は、施設等の維持管理に必要な図書を整備し、保存するものとする。

(実施細目)

第14条 甲および乙は、この協定の具体的な運用については、その円滑を期するため、必要に応じ、細目を定めるものとする。

(補則)

第15条 この協定に定めのない事項または、この協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成__年__月__日

甲 ○〇市水道事業管理者

○ ○ ○ ○ 印

乙 ○〇市水道事業管理者

○ ○ ○ ○ 印

丙 ○〇町水道事業管理者

○ ○ ○ ○ 印

丁 ○〇町〇〇簡易水道事業管理者

○ ○ ○ ○ 印

(4) 共同管理業務委託仕様書（例）

○○地域水道施設共同管理業務委託仕様書（例）

（目的）

第1条 この業務委託仕様書は、○○地域水道施設共同管理協議会（以下「委託者」という。）の構成市町が管理する上水道事業および簡易水道事業の浄水場および場内外の取水井戸・ポンプ所・配水池（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転維持管理業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第2条 受託者は、浄水場等および水道施設の機能が十分発揮できるよう、本業務委託仕様書のほか、契約書およびその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全にまた、委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、業務委託仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

（業務の範囲）

第3条 業務委託の範囲および業務内容は、特記仕様書のとおりとする。

（業務管理）

第4条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

3 受託者は、浄水場等の構造、性能、系統およびその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災および浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。

5 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

（従事者の届け出）

第5条 受託者は、従事者の履歴、職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届け出ること。また異動若しくは変更のある場合は、事前に委託者に届け出るものとする。

2 受託者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者および受託者が協議の上、対応する。

（有資格者の基準）

第6条 有資格者の基準は特記仕様書に記載するとおりとする。

（総括責任者の職務）

第7条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 受託水道業務技術管理者の業務を行う。
- (2) 現場の最高責任者として、従事者の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行う。を行うとともに、技能の向上および事故防止に努めること。
- (3) 契約書、業務委託仕様書、特記仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、委託者が定める監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (4) 設備および管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

（有資格者の職務）

第8条 業務履行上必要な有資格者は特記仕様書に定めるとおりとする。

（業務履行計画書）

第9条 業務履行計画書には、次の事項について記載しなければならない。業務履行計画書は、特記仕様書に定めるとおりとする。

- (1) 業務概要に関すること。
業務方針及び業務の概要
- (2) 現場組織に関すること。

	現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
(3)	業務工程に関すること。 年間業務工程表(運転管理・施設点検)、勤務計画表
(4)	業務方法に関すること。 業務方法・要領および運転指標、施設点検基準(頻度、項目等)
(5)	安全衛生教育に関すること。 安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
(6)	保全・保安管理に関すること 保全・保安教育の内容、保全保安教育等
(7)	各種報告書様式
(8)	その他必要事項 (年間業務計画書および年間業務報告書等)
第10条	受託者は、業務履行計画書および本業務委託仕様書に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る計画書、報告書等を提出しなければならない。 (月間業務計画書および月間業務完了報告書等)
第11条	受託者は年間業務計画に基づき、あらかじめ委託者と協議し、特記仕様書に記す諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。
2	月間業務計画書を変更する必要が生じた場合は、必要に応じ委託者と協議しなければならない。
3	受託者は、月間業務計画書に基づき業務を進行し、特記仕様書に記す内容等により月間業務完了報告書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務報告書に添付して提出すること。 (業務記録等の整備)
第12条	受託者は、業務記録など業務の履行または確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。 (安全管理)
第13条	受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。 (従事者の教育および訓練)
第14条	受託者は、運転、施設点検等(運転、監視、巡視、点検、測定等)の業務に従事する者に対して、水道施設の保全・保安等に関し必要な知識および技能に関する教育をしなければならない。
2	受託者は運転、施設点検等に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。 (完成図書、器具等の貸与)
第15条	受託者が、業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等は貸与する。 2 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盜難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。 (整理整頓等)
第16条	受託者は、施設建物およびその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。ただし、特記仕様書で定める清掃は除く。 (事務室等の自主管理)
第17条	受託者は、管理対象の水道施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。 2 事務室等は無償で供与するが使用期間中、受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担とする。 3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。 (従事者の服装等)
第18条	受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。 (火災の防止)
第19条	受託者は、水道施設の火災を未然に防止するため、特記仕様書に定める事項により火気取扱い責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(水道施設の一般管理)

第20条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、浄水場等施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

(業務範囲)

第21条 業務の主な内容は次のとおりとし、第23条以降に記すほか、特記仕様書に記載するものとする。

(1) 点検保守業務

①水道施設の点検、機器の保守

- ・軽微な修繕、小塗装
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

(2) 運転監視業務

①異常時対応

- ・水道事業体への連絡・報告
- ・業者連絡への連絡
- ・需要者からの電話連絡処理
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

(3) 水質管理業務

①水質データの管理と処理方法の設定変更指示

- ・ジャーテスト等の実施
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

②毎日検査

- ・採水場所は、甲の指定する配水系統ごとの給水栓とする。
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

③定期、臨時検査

- ・採水場所は、甲の指定する配水系統ごとの給水栓とする。
- ・甲の指定する水質検査機関が行うものとする。

(4) 事務業務

①総括業務：水道技術管理者から委託されている事務

- ・維持管理に関する運転・保守管理記録の整理
- ・水質検査の記録の整理
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

②調達管理業務：水道技術管理者から委託されている事務

- ・薬品（次亜塩素酸ナトリウム、PAC）の手配
- ・消耗品の手配
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

(5) その他の業務

①除草・植栽管理

- ・計画の策定、手配
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

②除雪管理

- ・計画の策定、手配
- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

(6) 機器整備

①遠隔監視システム（7年リース）

- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

(7) 薬品・機材調達

①薬品（次亜塩素酸ソーダ、PAC）

②ろ材

③膜ろ過ユニット

- ・詳細は、内容は特記仕様書に定める。

(8) 水道施設の保安・管理

①取水施設、浄水施設、ポンプ所、配水池等の門扉の施錠確認、施設入場者の管理

(施設の運転日および運転時間)

第22条 業務対象設備の施設の運転時間は、毎日24時間連続とする。ただし、テロおよび天災事変等の事故および重故障等、現状予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合等については、委託者の構成市町の水道技術管理者等と別途協議し、必要に応じて運転方法等を指示する。

(施設の制御および監視)

第23条 受託者は、制御および監視により、異常を発見した場合は変更が必要な場合は、初動対応を行い、委託者に速やかに報告し、必要に応じ委託者の指示を受ける。ただし、次に掲げるものは、受託者の判断で実施後、委託者に報告することにより処置できるものとする。

(1) 浄水過程における、経済的かつ適正な運転管理

(2) 取水・送水設備の適正な流量管理

2 制御および監視は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の監視

(2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量の監視および制御

(3) 取水井戸の監視および制御

(4) 浄水場等の各地の水位および流量などの監視および制御

(5) 浄水場等のポンプ施設の流量監視および制御

(6) 沈殿池、前処理用移動床ろ過機、急速ろ過機、活性炭ろ過機の運転監視および制御

(7) 濁度、pH値、残留塩素等水質の監視

(8) 薬品等の注入量の監視および制御

(9) 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録および制御

(10) 薬品等の取扱いおよび受け入れ立会い

3 受託者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録しなければならない。

(巡視点検)

第24条 受託者は、次の巡視点検を実施するものとする。(巡視点検の頻度は特記仕様書のとおりとする。)

(1) 受変電設備

(2) 送水ポンプ・配水池・加圧ポンプ所・取水井戸

(3) 薬品注入設備

(4) 建物付帯設備機器

(5) 場内各地の状況

(6) 前処理用移動床ろ過設備

(7) 沈殿池設備

(8) 急速ろ過設備

(9) 活性炭ろ過設備

(10) その他業務上必要な巡視

(調整および整備)

第25条 受託者は各機器が正常に動作するように調整および整備に努めること。ただし、調整および整備の対象機器および報告の内容は別に定める。

2 受託者は、次の調整および整備を実施するものとする。

(1) 各種ポンプ類の消耗品の交換およびオイル交換

(2) 各種電動機類の消耗品の交換および調整

(3) 各種バルブ類のグリースアップ

(4) 制御に関する発信機の点検交換および調整

(5) 各流量計の流入量の調整

(簡易な修理造作小塗装)

第26条 受託者は、点検整備により発見した不良個所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、現場で修理可能なものについては、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに、委託者に報告する。

2 機器類機能維持のための小塗装

3 設備の簡易な修繕、調整に必要な材料、資材等及びカメラ、工具類、安全対策器具については受託者の負担とする。

(範囲外業務への補助)

第27条 受託者は、次の業務に関し補助を行うものとする。

(1) 委託者が行う催事への参加
(業務管理)

第28条 受託者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成および整理
- (3) 運転操作に伴う操作表の作表
- (4) 净水場等の自主管理
- (5) 完成図書等借受物品の管理
- (6) 宿直における来客、電話およびFAX等の受付
- (7) 管路漏水事故における委託者職員への連絡
- (8) 净水場等の警備および施錠
- (9) 災害時における業務

(就業形態)

第29条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 運転監視業務 24時間
- (2) 巡視点検 計画による
- (3) 保守点検等 計画による
- (4) 水質分析 計画による
- (5) 緊急時 必要の都度

ただし、浄水場等の設備が自動化もしくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者、受託者双方が打ち合わせの上、業務形態を変更できるものとする。

(勤務体制)

第30条 受託者は、業務の履行にあたっては、業務履行計画書に定める勤務体制によるものとする。

(業務書類等)

第31条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 受託水道技術管理者選任届
- (3) 従事責任者および代務者選任届
- (4) 業務履行計画書
- (5) 借用承認願
- (6) その他必要なもの

3 年間業務計画書一式(前年度の1月末までに提出)

4 月間業務計画書一式(前月の25日までに提出)

5 月間業務完了報告書一式

6 年間業務報告書一式

6 翌年度_月_日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務完了年度年間業務完了届
- (2) 業務完了年度年間業務完了書一式
- (3) その他当該年度業務完了に必要なもの

7 その他委託者が要求するもの

(業務検査)

第32条 受託者は、月間および年間業務を完了したとき特記仕様書に定める方法により、委託者の業務完了検査を受けなければならない。

(経費の負担)

第33条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費および運転・維持管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。

(責任)

第34条 契約期間中に生じた運転および維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善又は取替えもしくは、補償等により解決をすることとする。ただし、テロおよび天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(雑 則)

第35条 本業務委託仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 運転等にかかる資料の提出を、委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としないものを持ち込んではならない。

(事業実施におけるリスクマネージメント)

第36条 事業実施における浄水場等の施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

2 リスクの分担およびマネージメントについては、別紙－1「リスク分担表」に基づき、その程度や具体的な内容については、別途リスク等協議書を双方協議の上作成するものとする。

3 リスクの分散を図るため、委託者および受託者は、保険対応可能な事項については保険加入を実施するものとする。

4 受託者は加入した保険について、運転管理業務計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(水質の保証範囲)

第37条 受託者が行う施設の運転において、日常監視項目の保証水質は表－1とし、水質管理目標値は表－2のとおりとする。

保証水質（表－1）

項目	水質	採水箇所
1 pH	5.8以上8.6以下	浄水施設出口
2 味	異常でないこと	浄水施設出口
3 残留塩素濃度	1.5mg/L程度	浄水施設出口
4 色度	5度以下	浄水施設出口
5 濁度	2度以下	浄水施設出口

水質管理目標値（表－2）

項目	水質	採水箇所
1 pH	7.5程度	浄水施設出口
2 味	異常でないこと	浄水施設出口
3 残留塩素濃度	1.0mg/L程度	浄水施設出口
4 色度	異常臭がしないこと	浄水施設出口
5 濁度	0.1度以下	浄水施設出口

(水量の保証範囲)

第38条 受託者が行う施設の運転において、保証すべき水量は特記仕様書の水量をおおむね上限とする。

(疑 義)

第39条 本業務委託仕様書に疑義を生じた場合又は、業務委託仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議の上定めるものとする。

(5) 共同管理業務委託特記仕様書（例）

○○地域水道施設共同管理業務委託特記仕様書（例）

（対象施設）

第〇条 共同管理業務委託の対象施設は、以下のものとする。

1. ○○監視センター

- (1) 監視システム
- (2) 電気設備

2. △△場

- (1) 監視端末
- (2) 計装設備
- (3) その他設備

3. ◇◇場

- (1) 監視端末
- (2) 計装設備
- (3) その他設備

4. □□場

- (1) 監視端末
- (2) 計装設備
- (3) その他設備

5. ▽▽場

- (1) 監視端末
- (2) 計装設備
- (3) その他設備

6. 用 地

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

（△△単独設備）

- 1. △△場
- 2. ◇◇場
- 3. □□場
- 4. ▽▽場

(6) 業務委託契約書（例）

業務委託契約書（例）

- 1 委託業務の名称 ○○地域水道施設共同管理業務委託
- 2 委託業務の場所 ○○地域水道施設共同管理協議会
○○市 上水道事業 ○○浄水場外
○○市 ○○簡易水道事業 ○○配水場外
○○町 上水道事業 ○○浄水場外
○○町 ○○簡易水道事業 ○○浄水場外
詳細は仕様書に定める
- 3 履行期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日迄（○ヶ月期間）
但し、平成○年○月○日から平成○年○月○日迄（○ヶ月）は、習熟期間とする。
- 4 委託金額 金 円
(うち取引に係わる消費税および地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、次に掲げる場合については契約保証金の全部または一部を納付しないことができる。
(1) 受託者が保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。
(2) 受託者が過去2年間に国（公社、公団を含む。）または他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有するものであり、且つ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

委託者○○地域水道施設共同管理協議会 構成市町代表者 ○○（以下「甲」という。）と、受託者 ○○（以下「乙」という。）とは、頭書の委託業務についての社会的重要性を認識したうえ、各々対等な立場における合意に基づいて、次の事項により委託契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

平成○年○月○日

甲
住 所
氏 名 ○○地域水道施設共同管理協議会 構成市町代表
○○市水道事業管理者 ○○ ○○

乙
住 所
氏 名 ○○

（目的）

第1条 本契約は、甲が給水対象となる住民に対し良質な飲料水を安定して効率よく供給するため、水道施設の運転維持管理業務を委託することを目的とする。

（業務の履行）

第2条 乙は、この契約書並びに設計図書（○○地域水道施設共同管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）および要求水準書等）に従い委託業務を信義に従って誠実に履行しなければならない。

（公共性および民間事業の趣旨の尊重）

第3条 乙は、本件施設が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本委託の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、業務委託が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(関係法令の遵守)

第4条 乙は、業務の履行に当たり、〇〇市□□条例、〇〇市□□条例、〇〇町□□条例、〇〇町□□条例、水道法、水質汚濁防止法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者派遣法労働者、災害補償保険法その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本委託を実施する。

(対象施設)

第5条 委託業務の対象施設は以下のとおりとし、詳細は仕様書に定める。

- (1) 〇〇市 上水道事業 〇〇浄水場外
- (2) 〇〇市 〇〇簡易水道事業 〇〇配水場外
- (3) 〇〇町 上水道事業 〇〇浄水場外
- (4) 〇〇町 〇〇簡易水道事業 〇〇浄水場外

(委託業務の内容)

第6条 本委託は水道法第24条の3には基づかない委託であり、前条に定める対象施設の運転・維持管理に係るものとし、その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 点検保守業務
- (2) 運転監視業務
- (3) 水質管理業務（毎日検査業務含む）
- (4) 事務業務（調達管理業務含む）
- (5) その他の業務（除草、除雪業務含む）
- (6) 機器整備（遠隔監視システム）
- (7) 薬品・機材調達

(業務要求水準)

第7条 前条に定める委託業務を履行する上で、乙が最低限満たすべき要件は仕様書別紙の業務要求水準書で定める。

(総括責任者)

第8条 乙は、委託業務の履行に関しその管理を行う現場業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知する。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 総括責任者は、本件施設における委託業務の実施を統括する。

3 総括責任者は、委託業務の履行に関し、その管理を行うために必要な従事者を配置する。
(業務の開始および完了)

第9条 乙は、当契約締結後速やかに仕様書等に従って、「業務履行計画書」を定め、甲の承諾を得る。

2 甲は、前項に基づく計画書が不適当であると認める場合は、乙に対し、その変更若しくは修正または再提出を求めることができる。

3 乙は、委託業務の完了時、「業務完了報告書」（以下「完了報告書」という。）を提出する。

(1)乙は、甲の構成市町の各水道技術管理者に対して、完了報告書を提出する。

(業務記録の作成)

第10条 乙は、業務に関連する必要な、記録等を作成し、常時、本件施設に備える。

2 乙は、必要に応じ、甲の要求する業務記録等の写しを指定する時間までに、甲に提出する。

(臨機の措置)

第11条 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、乙は、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項のただし書きの場合において、乙は、自らとった措置の内容を甲に直ちに通知する。

3 甲は、災害防止その他業務を行ううえで特に必要があると認めたときは、乙に対して臨機の措置を取ることを請求することができる。

4 乙が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適當でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(緊急措置)

第12条 乙は、甲と協議し緊急時に備え、あらかじめ監視体制及び連絡体制を定め、対処するものとする。

2 乙は、施設等に事故（平常運転ができない一切の事態をいう。）が発生した場合又は、そのおそれのある場合は、速やかに甲に連絡するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合においては、乙は、適宜処置し、その状況を甲に連絡するものとする。

- 3 乙は、前項の事故が発生した場合において、施設等の被害状況を把握し、復旧に努め、事故報告書を作成し、甲に報告するものとする。
- 4 前項に要した費用の負担は、甲、乙協議して、別に定めるものとする。
- (連絡)
- 第13条 甲および乙は、仕様書に定めるにより、連絡を行うものとする。
- 2 緊急時の連絡は、無線、その他あらゆる手段によって行うものとする。
- (業務の履行状況の監視)
- 第14条 甲の構成市町における、各水道事業の水道業務技術管理者は、乙の業務履行状況確認のため、定期または随時に書面および現地調査等により監視を行う。
- (受託金の支払)
- 第15条 乙は甲による業務履行の確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。
- 2 委託金の支払いは毎月とし、支払金額は委託金額の〇分（委託月数）の1を基準とする。
- 3 甲は、第1項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から1ヶ月以内に乙に支払うものとする。
- (権利義務の譲渡等)
- 第16条 甲および乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、継承させまたは担保の目的に供することができない。但し、文書により相手方の承諾を得たときは、この限りではない。
- (業務の再委託)
- 第17条 本業務の実施にあたり、乙は、甲の承諾を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に再委託し、または請け負わせることができる。
- 2 甲は、再委託等をすることにより、業務の確実な履行が見込めないと認めるときには承諾しないことができる。また、業務の全部を再委託することはできないものとする。
- (リスク管理)
- 第18条 本業務における運転維持管理の責任は、乙が負うものとする。ただし、乙の責に帰すことができない事項については、甲が責任を負うものとする。
- 2 甲が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途乙と協議の上、甲がこれを負うものとする。
- (リスク分担)
- 第19条 甲と乙のリスク分担等については、仕様書別表〇「リスク分担表」に定める。
- (秘密保持)
- 第20条 甲および乙は、委託業務履行の過程において知り得た情報を、第三者に対し遺漏してはならない。
- 2 第1項の定めは、頭書の契約期間満了後または本契約の終了または解除後も存続する。
- 3 甲または乙は、本業務の履行に伴い知り得た情報、甲および乙の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に他方の了解を必要とする。
- (委託業務内容変更)
- 第21条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、または一時中止し、若しくは打ち切ることができ。
- 2 前項の定めは、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行えるものとする。
- 3 1項の定めのうち、一時中止若しくは打ち切る場合は、甲は乙に対し3ヶ月前までに通知するものとする。
- (債務不履行)
- 第22条 業務の継続が困難になった場合は、以下のとおりとする。
- 2 乙の債務不履行の場合、甲は、契約を解除することができる。
- (1) 乙の債務不履行の場合、甲は、乙に対して改善勧告を行い、1ヶ月以内に改善策の提出及び実施を求めることができる。乙が当該期間内に改善をできなかつたとき。
- ①乙の提供するサービスが契約に定める水準を下回る場合
②乙の責めに帰すべき事由による債務不履行またはその懸念が生じた場合
- (2) 乙が倒産または財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく委託業務の履行が困難と考えられる場合。
- (3) 前2号において、甲が契約を解除した場合、乙は現状回復義務を負う他、甲は乙に対して、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲の債務不履行の場合、乙は契約を解除することができる。
 - (1) 甲の責めに帰すべき事由により委託業務の履行が困難となった場合
 - (2) 前号において、乙が契約を解除した場合、乙は甲に対し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。
 - 4 当事者の責めに帰すべきことができない事由による場合
 - (1) 不可抗力その他甲および乙のいずれの責めに帰すべきことができない場合、甲および乙双方は委託業務履行の可否について協議する。
 - (2) 一定の期間内に協議が整わなかったときは、それぞれ相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、甲および乙は契約を解除することができる。
- (損害賠償)
- 第23条 委託業務遂行にあたり、乙が、乙の責に期すべき事由により、甲または第三者へ損害を与えた場合は、乙は、法律上責任を負うべき場合で、かつ、当該乙の帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、当該損害の賠償を行う。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用せず、乙は当該損害を賠償する責を負わない。
 - (1) 甲の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合
 - (2) 発生した損害が、委託業務の履行にともない通常避けることができない事由により生じたものである場合
 - (3) 天災その他乙の責めに帰すことができない事由により損害が発生した場合
 - 3 第18条により、甲が、委託業務の内容の変更または一時中止、若しくは打ち切りを行い、乙に損害を与えた場合、甲は当該損害を乙に賠償する。
 - 4 前条に基づき、本契約が解約され、本契約を解約した者が損害を被った場合、相手方は、当該損害を賠償する。
- (瑕疵担保)
- 第24条 甲は、完了報告書の確認の日から1年の中に、報告書に乙の責に帰すべき瑕疵が発見された場合は、甲は乙に対して当該瑕疵の補修を請求することができる。
- (協議)
- 第25条 本契約に定めのない事項または、本契約の条項について疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを処理する。